

第 4 章 計画の取り組み

第4章 計画の取り組み

1. 地域での支え合いの推進

現状と課題

近年、国の障害者福祉施策においては、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という理念が打ち出されています。そのためには、障害及び障害のある人に対する理解や、地域での支え合いが必要です。

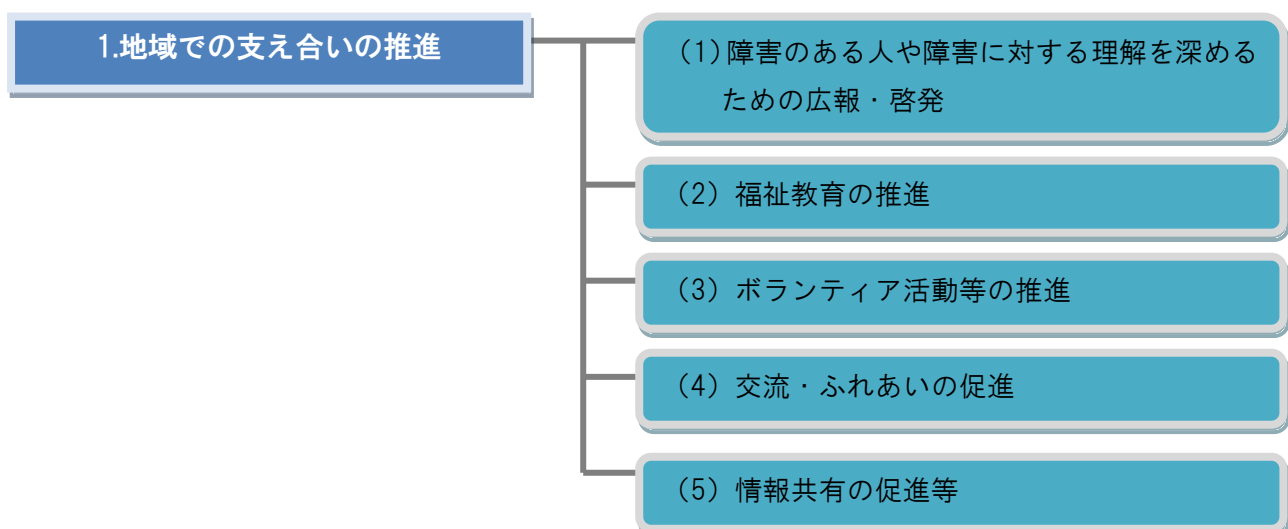
本市においても、広報紙、ホームページ及び啓発冊子等により、障害に対する市民の理解を深める啓発に努めています。また、ボランティア活動の推進、地域社会との交流などの施策を進めています。

しかし、アンケートの結果では、「障害のある人に対する理解を深めるための啓発」を希望される方が33.5%となっており、前回のアンケート調査より減少していますが、未だ多くの方が、継続的な啓発活動の必要性を感じています。

また、自宅や地域で生活していくための条件として「地域の人たちとのつながりがあること」をあげている方も37.4%と多く、障害のある人と地域の人たちの交流・ふれあいも促進していく必要があります。

そして、障害のある人がより安心して生活し、地域社会との交流を進め、市民が障害及び障害のある人に対してより理解を深めるため、広く情報の共有、提供を進めていく必要があります。

施策の方向



主な施策

(1) 障害のある人や障害に対する理解を深めるための広報・啓発

施 策	内 容
広報紙やホームページによる広報・啓発	市広報紙やホームページ、啓発冊子などを通じた広報・啓発活動を実施します。また、あらゆる機会をとらえて効果的な広報・啓発を行います。
地域における啓発活動	町内会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ、子ども会、公民館、PTAなど地域の各種団体の障害のある人に対する正しい理解や認識をさらに深めるため、広報・啓発・研修を実施します。また、ボランティア活動に対する市民の理解を深めるための啓発活動を行います。
講演会や講座の開催	身体障害、知的障害、精神障害（含む発達障害）の各障害について、市民の一層の理解を深めるため、地域、関係機関や団体と連携した講演会や講座等を開催します。
発達障害に対する理解促進	発達障害のある人（児童）に携わっている各関係機関の職員に対して具体的な支援方法などの助言や情報の提供を行い、研修の場を確保していきます。また、市民に対しても療育研修会を通じて知識の普及に努めます。

(2) 福祉教育の推進

施 策	内 容
学校教育における福祉教育の推進	障害のある人や障害に対する理解を深めるため、小学校、中学校、高等学校において福祉教育を推進します。また、教職員に対する研修を充実させ、障害児教育への理解も深めます。
生涯学習における福祉教育の推進	福祉や人権に関する講座や講習会の開催など、生涯学習の場面で市民を対象とした事業を展開し、福祉教育を推進します。
市職員の資質向上	職員研修において、福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の資質向上を図ります。

(3) ボランティア活動等の推進

施 策	内 容
ボランティアの育成・支援	障害のある人の多様なニーズに対応できるように、津山市ボランティア活動センターを中心として、ボランティア団体及び個人ボランティアの育成に努めるとともに、福祉を学んでいる大学生や高校生等による幅広いボランティア活動や機能の拡大・強化について積極的に支援します。

障害のある人自身のボランティア活動	障害のある人自身によるボランティア等、自らの体験に基づいた相談や援助活動への取り組みを働きかけます。
ボランティアやNPOの活動支援	市民参加によるまちづくりを進めるため、ボランティアやNPOが活動できる場や機会を提供し、活動支援の充実に努めます。

(4) 交流・ふれあいの促進

施策	内容
地域の祭りやイベントへの参加促進	地域の祭りやイベントなどの地域行事に障害のある人が参加しやすくなるよう主催者への啓発を進めます。 また、障害のある人と地域が交流し合える各種交流行事の内容を充実するとともに、参加者の拡大を図ります。
作品展等の開催	障害者作品展等を開催し、作品の募集や展示方法の工夫、他の行事とのタイアップなど、障害の有無に関わらず多くの市民が参画できるよう内容の充実を図ります。
障害者団体の支援	会員相互の助け合いや交流会・研修会を行う障害者団体、親の会等の活動を支援します。

(5) 情報共有の促進等

施策	内容
情報の双方向性及び質の確保	市からの一方的な情報提供だけでは、必要な支援ができないため、広く情報の受発信ができる体制を整え、また、情報の質を高めるよう、指導、助言などを行います。
情報弱者に対する配慮	情報を得られにくい、または、情報を受けても理解しにくい方などへの提供方法を研究し、改善に努めます。
情報提供の充実	市や障害者団体の実施する行事や障害のある人自身の様々な活動について、市民に対する積極的な情報提供を行います。

2. 地域における生活支援の充実

現状と課題

アンケートの結果では、70%以上の方が、将来の希望する暮らし方として自宅やグループホームなど地域での生活を希望しており、地域生活への移行促進を図り、在宅生活の支援、各障害福祉サービスの充実をより進めていく必要があります。

また、地域で生活するための条件として、「十分な収入があること」、「地域でなんでも相談できる相談員や相談窓口があること」等をあげられる方が多く、経済的支援や相談体制の充実を進めていく必要があります。

そして、情報の入手については、「病院や福祉施設など」が最も多く30%を超え、「市役所」、「広報つやま」、「テレビ、新聞、雑誌など」及び「家族、友人」等がそれぞれ20%を超えていますが、「ほとんど得る機会がない」と答えた方も20%を超えており、より広く情報提供を行っていく必要があります。

障害のある人の権利擁護については、成年後見制度等の利用の促進を進めてきましたが、障害者基本法の改正を受け、司法手続き、選挙、消費者としての保護などの施策を進め、障害のある人の権利を守っていく必要があります。

新たに施行させる障害者虐待防止法の趣旨や、津山地域自立支援協議会から必要性を指摘されている「障害のある人への虐待の防止」を推進していく必要があります。

また、東日本大震災などで浮き彫りになった災害時における障害のある人への支援について、関係各機関と連携し、防災・被災時の体制づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

2.地域における生活支援の充実

(1) 相談体制の充実

(2) 情報提供の充実

(3) 権利擁護の推進

(4) 障害福祉サービスの充実

(5) 障害児通所支援の充実

(6) 地域生活への移行促進

(7) 在宅生活の支援

(8) 経済的支援制度の啓発

(9) 防災・防犯対策

(10) 虐待防止

主な施策

(1) 相談体制の充実

施 策	内 容
基幹相談支援センターの整備	基幹相談支援センターについて、調査、研究し、設置に向けて努力します。また、新たな相談支援の枠組みにおける「指定特定相談支援」、「指定一般相談支援」及び「障害児相談支援」の活用を推進します。
総合的な相談体制の充実	相談時点からの迅速なサービス提供とモニタリングに至る相談支援体制を確立するため、既存の相談支援事業者に対し積極的な参入を促していきます。
専門職の配置と研修の充実	市や県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めるとともに、国際的理念を取り入れ、施策推進に努めます。また、臨床心理士等の専門職による相談支援のさらなる充実を図ります。そして、専門的な支援に関しては、民間事業者と連携し、適切かつ的確に対応します。

津山地域自立支援協議会の設置	地域における障害のある人の生活を支えるため、障害福祉サービス事業所、教育機関、医療機関、ハローワーク、関係機関等地域の多様な社会資源のネットワークの核となる津山地域自立支援協議会の設置を継続し、課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めます。
相談員体制の充実	身体障害者相談員、知的障害者相談員の日常的な相談体制の充実を図ります。また、法的制度にはありませんが、精神障害（発達障害を含む）のある人及び家族による、当事者の立場に立った精神障害者相談員の設置について検討します。
手話通訳者の設置及び派遣	聴覚障害のある人等が、生活諸問題や社会参加のために相談できる体制を充実するとともに、登録手話通訳者を派遣します。
発達障害の相談機関との連携	おかやま発達障害者支援センター県北支所と連携し、発達障害のある人に対する専門的な相談支援や関係機関との強化に努めます。また、発達障害のある人への支援のため、コーディネーターの配置による相談窓口等の整備に努めます。
切れ目のない継続的な支援体制の強化	出生時から、療育、就学、就職に至るまでの各ライフステージにあった継続的な支援をするため、関係機関との連携を強化します。

(2) 情報提供の充実

施 策	内 容
行政サービスの周知	ガイドブックの作成、サービスの紹介・相談、声の広報の発行等に努めます。また、視覚・聴覚障害のある人に対する的確な情報提供に努めます。
障害者情報の一元化	障害者施策に関する情報の収集と提供のほか、市の障害福祉サービスの内容やイベント等の紹介、ボランティア活動の状況など、障害のある人や支援する人が必要とする情報を総合的に発信できるホームページの設置を継続します。

(3) 権利擁護の推進

施 策	内 容
成年後見制度の利用促進	障害等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理などを支援する制度の啓発に努めます。
日常生活自立支援事業の利用促進	日常生活において、各種申請手続き、金銭管理などに不安を感じている障害のある人などを支援する制度の啓発に努めます。

司法手続きにおける配慮	障害のある人が、刑事事件等の手続の対象となった場合や、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害特性に応じた意思疎通の手段を確保できる体制づくりを目指します。
選挙などにおける配慮	郵便投票制度の周知や、必要な器具等の整備に努めます。
消費者としての保護	障害のある人の消費者としての利益が守られるよう、情報提供の適切な方法、その他必要な施策について検討します。

(4) 障害福祉サービスの充実

施 策	内 容
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス基盤の整備	障害者自立支援法の制度の下で、障害福祉サービスの必要量を確保するとともに、関係機関と連携しながら障害のある人の障害特性や障害の程度に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。 (障害福祉サービスの具体的内容及び見込み量は第6章参照)
地域生活支援事業の充実	障害のある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、相談支援事業や移動支援事業、日中一時支援事業等の地域生活支援事業の充実を図ります。 (地域生活支援事業の内容及び見込み量は第6章参照)

(5) 障害児通所支援の充実

施 策	内 容
障害児通所支援の充実	改正児童福祉法の下で、できる限り身近な場所で、各障害別に関わらず、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練・相談等が受けられるよう、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスのサービス充実を図ります。

(6) 地域生活への移行促進

施 策	内 容
居住の場、日中活動の場の確保	障害のある人が地域住民の理解や必要な支援を受けながら地域生活を営むために、関係機関の協力を得ながら、グループホーム等の居住の場や、日中活動の場の確保に努めます。 また、条件が整えば退院が可能な精神障害のある人については、関係機関との連携を図り、地域で生活できるよう、支援体制の整備を図ります。

入所施設の利用	入所施設の利用については、本人の意向を尊重したうえで、可能な場合には将来的な地域生活への移行を見据えた支援を基本とします。 現在、入所している障害のある人についても、障害程度等を勘案して地域での生活が可能な場合には、関係機関の協力を得ながら地域生活への移行を推進していきます。
---------	---

(7) 在宅生活の支援

施 策	内 容
補装具費・日常生活用具の支給等	身体上の障害を補うために、障害の種類に応じて用具の購入や修理の助成を継続して行います。また、日常生活用具については、対象品目等の調査、研究に努めます。
住宅改修費の助成	重度の肢体不自由のある人が自宅で生活していくために、住居の改修についての助言や、改修費の助成を継続して行います。

(8) 経済的支援制度の啓発

施 策	内 容
医療費公費負担制度の周知徹底	医療費の負担軽減を図るために実施されている医療費負担制度（精神通院医療、更生医療、育成医療、心身障害者医療、難病・小児慢性特定疾患医療など）について、情報提供や広報を推進し、適切な利用を進めます。
経済的負担の軽減	障害のある人の社会参加に要する経済的な負担を軽減するため、所得税、住民税及び相続税の障害者控除や自動車税・自動車取得税の課税免除、NHK 放送受信料、J R等旅客運賃、バス料金、タクシー料金、有料道路通行料金割引、国内航空運賃の割引制度等の情報提供に努めます。
保障制度の広報・啓発	所得保障のため、障害基礎年金・特別障害給付金等の公的年金制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の周知徹底を行うとともに、国・県との連携に努めます。
心身障害者扶養共済制度	障害のある人を扶養している保護者が掛金を納めることで、万が一のことがあったとき、一定額の年金を支給する制度の広報を推進し、県との連携に努めます。

(9) 防災・防犯対策

施 策	内 容
防災・防犯に関する意識の高揚	障害のある人やその家族に対し、防災・防犯に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。また、防災訓練に障害のある人の参加を促進し、災害時に障害のある人が安全に避難できるように努めます。
自主防災意識の高揚	町内会や民生委員・児童委員、ボランティア等地域住民の協力を得ながら、自主防災意識の高揚を図り、避難対策と支援体制の充実に努めます。
災害時要援護者支援体制の整備	障害のある人への被災を最小限にとどめる災害予防対策、応急対策、復旧対策が推進できるよう津山市地域防災計画において災害時要援護者支援台帳の整備、登録の推進と福祉避難所の設置に向けて取り組みます。 避難所の設置後は、障害のある人の健康管理、医療確保及び支援調整に努めます。

(10) 虐待防止

施 策	内 容
虐待防止センター機能の整備	いわゆる「障害者虐待防止法」の施行に伴い、「障害者虐待防止センター」機能を整備するとともに、応急対応の整備、相談支援体制の充実に努めます。

3. 保健・医療の充実

現状と課題

アンケートの結果から、現在何らかの治療を受けている方が80%を超えており、地域で生活していく条件として50%以上の方が「主治医や医療機関が近くにあること」を挙げています。障害のある人が地域で安心して生活していくためには、医療施設・医療サービスの充実が必要です。

また、障害の発生予防や早期発見には、妊婦及び乳幼児を対象とした健康診査や正しい知識の普及が必要です。津山地域自立支援協議会からも「子どもの発達に対する保護者の不安」等の課題が挙がっています。

生活習慣病をはじめとする慢性疾患は増加傾向にあることから、その予防と後遺症としての障害の発生や寝たきりを予防するため、正しい食生活や適度の運動等、日頃の生活習慣の改善を進めていく必要があります。

歯科医療については、障害特性により一般歯科医院では受診が困難な人も多くいるため、津山歯科医療センターにおいて障害のある人の診療を行っています。また、口腔内の管理も自分では上手にできない人もいるため、定期健診・予防処置も必要です。

精神保健については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念を実現するため、退院後地域の中で暮らしていけるよう支援体制を整備し、精神障害のある人に対する正しい理解を深め、差別や偏見を是正するとともに、相談・指導・就労支援などの充実を図る必要があります。

難病対策については、治療・社会復帰が難しい人が多く、医療費も高額です。経済的な問題や介護等家庭的にも精神的にも負担が大きいため、支援を行っていく必要があります。

施策の方向

3.保健・医療の充実

(1) 健康づくりの促進

(2) 障害の早期発見

(3) 精神保健対策

(4) 難病患者への支援

主な施策

(1) 健康づくりの促進

施 策	内 容
健康づくり活動	所管する担当課が協力し、地域の自主活動の支援や健康づくり事業（運動・休養・栄養）の推進を、こけなからだ講座、栄養教室、各種講演会等を通じて進めます。
妊娠期、乳幼児期の健康づくり	妊娠・出産・子育て期の正しい知識の普及のため、妊婦学級・離乳食教室等の健康教育を実施します。また、子どもを健やかに産み育てる環境づくりのため、母子保健等の保健対策を強化し、家庭訪問や相談体制の充実を図ります。
障害者歯科診療	発声や栄養状態の改善のため、長く自分の歯を維持することが大切です。そのためには、口腔ケアをきちんとする必要があります。津山歯科医師会の協力を得て、津山歯科医療センターで今後も予防・検診・治療を充実していきます。

(2) 障害の早期発見

施 策	内 容
特定健診・高齢者健診・各種がん検診の実施と二次的障害の発生予防	障害の原因となる生活習慣病・がんなどを検診で早期に発見することにより、早期治療を進めます。また、脳血管疾患や糖尿病等生活習慣病等による疾病からの二次的障害の発生を予防するため、健康相談、家庭訪問指導に取り組みます。
乳幼児健康診査・育児相談・言葉の相談の実施	乳児・1歳6カ月児・3歳児健康診査の充実に努めます。また、各種健診・育児相談等で言葉の遅れや情緒面において気なる子どもを対象にことばの相談・幼児経過観察教室を行っています。医療機関・保健所等との連携を図りながら進めます。
関係機関との連携	重症化を防ぐため、身近な地域で専門的な相談や診察を受けることが大切です。行政と専門的な機能を持つ医療機関、福祉施設等との連携をさらに進めます。

(3) 精神保健対策

施 策	内 容
精神障害への理解の促進	精神障害に対する理解を深めるよう正しい知識の普及・啓発を図ります。
休養・こころの健康づくり	ストレスの対処法や休養のとり方など、こころの健康づくりに関して広報紙や各種の教室等あらゆる機会を通じて知識の普及、啓発を図ります。
相談体制の充実	精神疾患は長期にわたって通院・服薬が必要になる事が多いため、医療中断による重症化を防ぐよう保健所、医療機関等と連携しながら相談支援を継続します。また、退院、退所後の地域生活支援のため「指定一般相談支援」事業所による地域移行支援及び地域定着支援に取り組めます。
関係機関の連携体制の整備	関係機関との連携・連絡を図るため、連絡・調整の場を設けるとともに各種相談支援やサービス内容の枠組みを整理するなどの体制づくりに取り組めます。
社会参加への整備	就労に向けて、また、生活リズムの安定や仲間づくりのために、障害のある人が身近なところで外出・相談できる場所の整備に努めます。また、就労支援や福祉サービスの利用が必要な人への相談・支援を継続します。

(4) 難病患者への支援

施 策	内 容
難病への理解の促進	疾病に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。また、より充実した支援を行うため、関係する職員等の難病に対しての理解を深めます。
相談支援体制の充実	地域での療養生活において、医療機関や保健所等の関係機関と連携し、訪問等により、家族などの介護者を含めた相談支援を継続します。
医療など関係機関の連携体制の整備	介護保険・障害福祉サービス・在宅医療など一層の連携や療養支援体制の充実を図ります。また、保健所・医療機関等と連携を強化し、相談あるいは支援のあり方についての体制づくりを行います。
福祉サービスの充実と情報提供	福祉サービス、日常生活用具給付事業の充実に努め、自立した生活ができるよう支援を行います。また、福祉サービス等の情報提供を積極的に行います。

4. 療育の充実

現状と課題

アンケートにより、障害のある児童の保護者の方に、希望するサービスをお聞きしたところ「地域で障害のある子どもを見ることが出来る専門医療機関の充実」、「学齢期の療育や相談体制の充実」、「専門的な相談が受けられること」を多くの方が挙げられています。

また、早期療育体制として成長段階に応じ、障害のある児童及びその家族のニーズを的確に把握し対応する施策を進めていくことが重要であり、行政・医療・教育・福祉等の機関が緊密に連携して、療育活動を行っていく必要があります。

また、長期休暇中や放課後等に障害の有無に関わらず利用できる居場所づくりも重要であり、個々の障害等の状況や保護者の就労等も考慮し、ニーズに応じたサービスを確保する必要があります。

施策の方向

4.療育の充実

(1) 療育体制の充実

主な施策

(1) 療育体制の充実

施 策	内 容
療育訓練事業の充実	個々の子どもの障害に応じた療育サービスを提供します。また、質の高い支援を行えるよう訓練内容や回数を充実させていきます。 身近な地域で適切な支援が受けられるように、療育を必要とする子どもの受け入れ体制を整え、ニーズに応じた療育サービスを提供します。
療育相談事業の充実	保護者や支援者のニーズに応じた柔軟な対応ができるよう療育に関する総合的な相談体制の充実を目指します。 子どもの発達に不安を持つ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる方にも専門的な技術提供や助言を行っていきます。

地域療育ネットワークの充実	子どもの発達成長に係る支援者である健康増進課・療育機関・医療機関・保健所・幼稚園・教育委員会など各療育活動が相互に連携し、より効果的なものとなるよう自立支援協議会のネットワークを活用し、充実させています。就学後の連携として、美作地域の特別支援教育の拠点である誕生寺支援学校とも連携していきます。また、保護者同士のネットワーク促進のため、療育研修会などを実施し、支援します。
保育所・幼稚園での保育の充実	障害のある児童の受け入れを促進するとともに、個々の子どもの障害に応じた保育がなされるように個別の相談・指導を充実させていきます。保育士・幼稚園教諭対象の研修会を実施し資質の向上を図ります。
児童発達支援センターの整備	児童発達支援センターの整備、周知を図り、利用を促進し、保育所等訪問支援等の整備を進めて行きます。
放課後等の居場所づくりの推進	放課後等デイサービスを利用した個々の障害等の状況に応じた療育訓練や保護者等の就労等に考慮した放課後等の居場所づくりを推進します。また、放課後児童クラブへの障害のある児童の受け入れも推進します。

5. 教育の充実

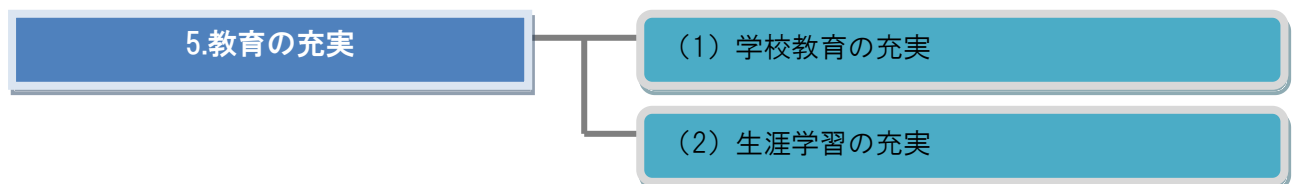
現状と課題

学校教育においては、発達障害のある児童・生徒、身体障害のある児童・生徒及び知的障害のある児童・生徒がその能力、可能性を最大限に伸ばして、自らの生き方を選択し、社会的に自立する基礎を身に付けるために、乳幼児期から学校卒業まで、各ライフステージに応じた一貫性のある支援を展開する必要があります。

特別な支援を必要とする生徒の高等学校への進学については、県北一ヶ所の特別支援学校に通学する人が多く、市内への設置を希望する声が強く聞かれます。

また、学齢期の障害のある児童だけでなく、障害のある人が生きがいのある社会生活を送るために、生涯学習の充実も必要です。

施策の方向



主な施策

(1) 学校教育の充実

施策	内容
適切な就学指導の実施	障害のある児童・生徒及びその保護者との教育相談を通じ、意見を聞いた上で、意向や障害の状況などに配慮し、総合的に判断して、適切な就学指導を実施します。
特別支援教育への対応	学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などに対応した、指導・支援体制の充実に取り組み、教職員等の理解を深めるとともに、指導方法等に関する研修を充実させます。
教員の専門性の向上	教職員の特別支援教育についての専門性の向上、学習指導内容の改善・充実を図り、指導力向上を図るとともに、全教職員の理解が深まるよう様々な研修の充実と指導体制の確立に努めます。
通級指導教室の機能強化	津山市立西小学校、北小学校（平成25年開設予定）、津山西中学校の通級指導教室で、障害のある児童・生徒及び保護者の教育相談や通級による指導が充実できるよう取り組みます。さらに、小中学校の特別支援教室に関する相談・指導が進むように、通級指導教室が特別支援教育センター的な機能を果たすように努めます。

(2) 生涯学習の充実

施 策	内 容
学習機会の提供	障害のある人が生きがいのある社会生活を送るために、引き続き、さまざまな学習機会を提供します。
参加機会の拡大	手話通訳者・要約筆記者派遣制度などの周知に努め、障害のある人が参加できる場が広がるように啓発します。

6. 社会参加の促進

現状と課題

障害のある人がその適性や能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害のある人自身の生きがいにもなります。

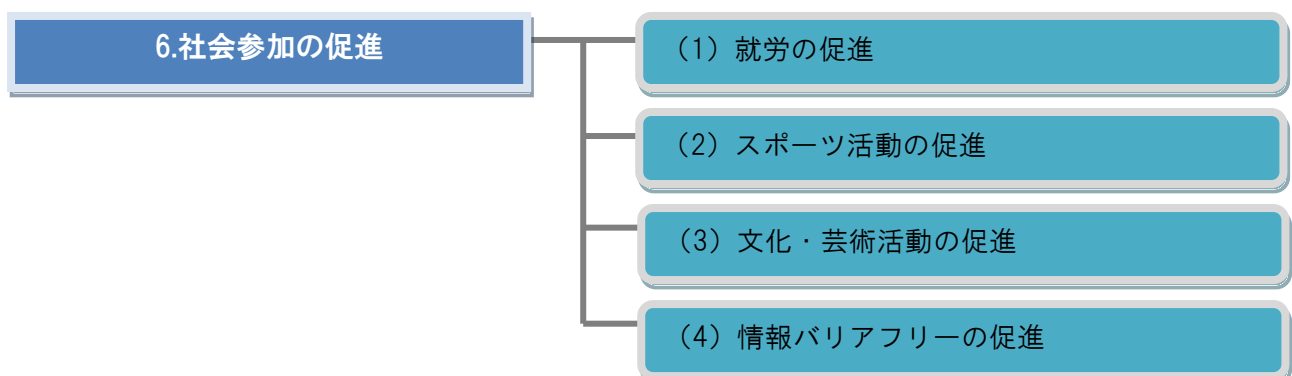
障害のある人の雇用・就業の環境改善に向けて、各種施策が進められていますが、社会経済環境の影響等から依然として厳しい状況にあるため、障害のある人の社会参加を積極的に促進していく必要があります。

また、アンケートによると、仕事上の悩みは、「収入が少ない」が最も多くなっており、次いで「障害への理解が得にくく、人間関係が難しい」、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」となっており、障害のある人が働くための必要な環境についても、「周囲が自分を理解してくれること」、「障害にあった仕事があること」、「勤務する時間や日数を調整できること」が多くなっており、事業主等の障害のある人及びその雇用に対する理解を一層深めてもらい、障害のある人の適性や能力を発揮し、本人の働く意欲を高めるための施策を進めていく必要があります。

そして、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動を通して、障害のある人の社会参加を促し、充実した生活を送るための支援をする必要があります。

さらに、点訳・音訳・手話・IT等を活用し情報のバリアフリー化、コミュニケーション支援体制の整備を進めるとともに、これらの情報を積極的に提供し、一層の社会参加を促進する必要があります。

施策の方向



主な施策

(1) 就労の促進

施 策	内 容
障害のある人の一般就労促進	公共職業安定所や関係機関と協力しながら、事業主に対し、障害のある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行います。 また、障害者就業・生活支援センターを活用し、障害のある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の促進等の支援の充実を図り、障害のある人の就労促進に取り組みます。 就職を希望する障害のある人に対し、公共職業安定所への取り次ぎを行います。
就労移行支援・就労継続支援の利用促進	一般就労が独力では困難な障害のある人に対しては就労移行支援事業、年齢や技術的な問題がある障害のある人に対しては就労継続支援事業を紹介します。 また、事業者には、就労移行支援・就労継続支援事業所を設置していくよう働きかけ、障害のある人の就労支援体制の強化に努めます。
工賃の向上の推進	障害のある人が福祉的就労事業所で働いた対価としての工賃の向上を推進していきます。また、福祉的就労事業所で提供できる事業の広報に努め、行政・民間等からの利用を促します。
障害者雇用連絡協議会への参加	障害者雇用の実態、今後の取り組み等の情報交換を行ったり、障害のある人の置かれている立場に応じたケース検討を行う障害者雇用連絡協議会に参加し、障害者雇用の向上を目指します。
小規模作業所への支援	新体系への移行を目指しながら、小規模作業所の安定と事業を支援します。

(2) スポーツ活動の促進

施 策	内 容
生涯スポーツ・ニュースポーツの推進・普及	障害のある人に対する生涯スポーツ・ニュースポーツの普及、指導者の育成を推進し、自宅にこもりがちな障害のある人へ積極的な参加を呼びかけます。

(3) 文化・芸術活動の促進

施 策	内 容
情報提供と積極的な参加促進	優れた文化に触れ合う機会や障害のある人も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼びかけます。
障害のある人への配慮	各種大会や行事において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、車いす利用者のスペース確保など、障害のある人に配慮した運営が行われるよう啓発活動に努めます。
活動に対する支援	障害のある人や障害者団体が行う文化芸術活動の支援と活動成果の周知に努めます。

(4) 情報バリアフリーの促進

施 策	内 容
「広報つやま」の点訳・音訳版などの発行	市社会福祉協議会や点訳・音訳ボランティアと連携して、広報つやまを点訳・音訳し、希望者へ配布します。また、ホームページについても音声読み上げソフトに対応できるようにするなど、障害のある人の利用に配慮します。
IT講習会の開催	障害者ITサポートセンターおかやま等が開催するIT講習会への参加促進を図ります。
手話通訳者・要約筆記者派遣・設置	聴覚障害のある人や言語障害のある人の参加が見込まれる市事業に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者の設置を継続します。
文字放送による情報の提供	聴覚障害のある人に配慮し、ケーブルテレビを利用した文字放送を継続します。
防災情報メール等の活用	携帯電話のメール等を活用した行政等から発信する情報の活用を啓発します。

7. 人にやさしいまちづくり条例の推進

現状と課題

本市では、人にやさしいまちづくり条例に基づき、「もの」「心」「情報」におけるバリアフリー化を進めています。

アンケートの結果では、外出時に不便に思ったことは「なし」が最も多く 40%以上となっていますが、「道路や建物・駅に階段や段差が多い」、「障害者用の駐車スペースが少ない」、「障害者用トイレが少ない」等を 20%以上の方が挙げられており、まだまだ改善の必要があります。

また、高齢化に伴って、障害の有無に関係なく、市民の誰もが暮らしやすい環境づくりが重要になってきます。

もともと存在していたバリアを取り除くバリアフリー化に加え、特別な変更を加えることなく、はじめからすべての人にとって利用しやすいようにデザインされたユニバーサルデザイン化の視点により、より良い居住環境や生活環境を意識した都市基盤整備を進める必要があります。

施策の方向

7.人にやさしいまちづくり条例の推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

(2) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進

(3) 交通対策の促進

(4) 移動方法・交通手段の充実

主な施策

(1) 福祉のまちづくりの推進

施 策	内 容
人にやさしいまちづくり条例の推進	人にやさしいまちづくり条例の円滑な推進に努め、障害のある人の意見やユニバーサルデザインの概念を反映したまちづくりが行われるよう、全市的な取り組みを行います。
ユニバーサルデザインの普及・啓発	誰もが使いやすい施設や設備を目的としたユニバーサルデザインの考え方について、市民、民間事業者に対して普及啓発を図ります。

レクリエーション活動の充実	各種協力団体等と参加しやすいレクリエーション活動を企画し、人材育成の充実を図ります。
施設の整備	人にやさしいまちづくり条例の趣旨に基づき、住宅、建築物、駐車場、スロープや障害者用トイレの整備等、障害のある人や高齢者の円滑な利用に配慮されるよう引き続き改善に努めます。
情報提供	障害のある人等が利用しやすい施設や設備等の情報提供に努めます。

(2) 住宅・建築物のユニバーサルデザイン化の促進

施 策	内 容
公営住宅の整備	公営住宅の整備にあたっては、障害のある人や高齢者の居住に配慮した整備に努めます。また、障害者世帯や高齢者世帯の優先入居も進めていきます。
ユニバーサルデザイン化の促進	多くの人が利用する施設については、ユニバーサルデザインの概念を反映した整備を推進します。
民間施設のユニバーサルデザイン化の促進	不特定多数の人が利用する民間施設の整備についても、人にやさしいまちづくり条例に基づき、障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるように普及啓発を図るとともに、指導、助言を行います。
民間住宅のリフォームの促進	障害のある人や高齢者向け住宅リフォームに関する相談体制を整備します。

(3) 交通対策の促進

施 策	内 容
道路施設の整備	道路施設の整備については、引き続き歩行空間のバリアフリー化に努め、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設等に努めます。また、交通信号機への視覚障害者用付加装置の設置や感応化については、必要な個所の把握を行い関係機関へ要望していきます。
歩道の安全確保	歩道の放置自動車の解消など障害のある人等の移動の際の安全確保については、引き続き地域の協力を得て進めるとともに、啓発に努めます。
駐車場利用証制度の促進	「ほっとパーキングおかやま」の利用制度について、広く周知し活用を促進します。

(4) 移動方法・交通手段の充実

施 策	内 容
福祉タクシーの運行	身体障害のある人等が、車いす又は担架のまま乗車できるタクシー運行を継続します。
タクシー券・給油券等の助成	低所得世帯等の重度の障害のある人に対し、タクシー券・自家用車の給油券・バス利用券のいずれかを交付し、社会参加を促進します。
福祉移送サービス	低所得世帯であり、1～3 級の下肢障害又は体幹機能障害のある人に対し、自立と社会参加ができるように移送サービスを継続します。
福祉バスの貸出し	障害者団体、障害者施設等の研修・スポーツ・レクリエーション等への参加を促すため、福祉バスの貸出しを継続します。
公共交通機関の利便性の確保	J R の駅、バスなど公共交通ターミナルのバリアフリー化については引き続き交通事業者と協力して、エレベーター、スロープ、多目的トイレの設置、段差の解消などを推進します。
自動車運転免許取得等の助成	就労や社会参加が見込まれる、1～2 級の身体障害のある人に対し、運転免許取得及び自動車改造についての助成を継続します。